

令和3年度 起業支援助成金のご案内

若手・女性・シニア・ポストコロナ・UJターン（一般枠）起業家向け助成金

受付期間：4月20日（火）～6月30日（水） 《最終日16時必着》

－ 兵庫県内で起業・第二創業を目指す方々を応援します！ －

1 応募資格

(1) 若手・女性・シニア・ポストコロナ起業家

以下の要件に該当する代表者

区分（年齢はR3.4.1時点）	要件
①若手起業家(35歳未満)	①県内に居住、または令和4年1月までに居住を予定している方 ②令和2年4月1日から令和4年1月末日までに県内に活動拠点を置いて起業・第二創業※をした方、または予定している方 ③[ポストコロナの場合]ポストコロナの地域経済再生・活性化に資する事業であること
②女性起業家	
③シニア起業家(55歳以上)	
④ポストコロナ起業家	

(2) ふるさと起業・移転促進（一般枠）（以下「ふるさと（一般枠）」という）

◇令和2年4月1日から令和4年1月末日までに県外から兵庫県内へ住民票を移し、

◇3年以上（令和7年1月末日まで）県内に居住し続ける意思を有する代表者で次のいずれかに該当する場合

① 県内に活動拠点を置いて、令和2年4月1日から令和4年1月末日までに起業・第二創業※をした方、または予定している方

② 令和3年4月1日から令和4年1月末日までに、県外の事業所を県内に移転する方

※ 第二創業…現在の事業と日本標準産業分類の中分類(2桁分類)の異なる業種に属する事業分野に進出すること

2 助成対象経費・助成率・助成限度額

区分	対象経費	若手・女性・シニア・ポストコロナ 助成限度額		ふるさと（一般枠） 助成限度額	
		(1)空き家を活用しない場合	(2)空き家を活用する場合	(1)空き家を活用しない場合	(2)空き家を活用する場合
起業に要する経費	事務所開設費、初度備品費、専門家経費、広告宣伝費等	100万円以内	100万円以内	100万円以内	100万円以内
空き家活用に要する経費	改修費等	—	100万円以内	—	100万円以内
移住に要する経費	引越代、移住後の住居家賃等	—	—	100万円以内	100万円以内
計		100万円以内	200万円以内	200万円以内	300万円以内

■助成率 助成対象経費の2分の1以内

■助成対象期間 令和3年4月1日～令和4年1月末日

3 応募方法等

(1) 事務所所在地を所管する商工会・商工会議所またはひょうご産業活性化センター内のよろず支援拠点で事前相談をし、アドバイスを受けたい、申請書を提出してください。（所在地等：裏面参照）

(2) 応募書類審査及びヒアリング審査により選考します。（必要に応じて現地調査を実施）

※ 詳しくは募集要項をご覧ください

■「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」の同時申請

助成金と同時申請できる「ひょうごチャレンジ起業支援貸付」（無利子貸付制度）を実施します。事業実施に必要な経費について、上記助成金の申請とは別に、貸付金として最大500万円を申請することができます。

○ 貸付限度額：最大500万円 ※貸付対象経費の70%以内（自己資金が30%以上必要）

○ 貸付利率等：無利子、無担保、無保証（代表者保証も不要） ○ 貸付期間：10年以内（うち3年以内据置可）

■この助成金に関するお問い合わせ

公益財団法人 ひょうご産業活性化センター 創業推進部新事業課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号

神戸市産業振興センター2階

TEL：078-977-9072 FAX：078-977-9112

E-Mail：shinjigy@staff.hyogo-iic.ne.jp

■受付 平日 9:00～17:00（12:00～13:00 除く）

■募集要項・申請書等ダウンロード先

<http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyoguide/joseikin>

ひょうご産業 助成金

検索

